

ウクライナの検疫強化措置 (概要)

令和3年7月19日現在
令和3年9月1日(一部改訂)
令和3年10月13日(一部改訂・追記)

1 検疫強化期間

12月31日まで(※延長の可能性あり)

2 4色区分の導入(区分は閣僚会議及び保健省のHP等で公表)

感染状況に応じ、ウクライナの各地域を(感染レベルが低い順に)、緑・黄・橙・赤の4色に区分する。

3 ウクライナの水際対策(入国制限措置等)

● ウクライナ入国の必須条件

➢ ウクライナ滞在全期間中の新型コロナウイルス感染症の治療と自主隔離に関連する費用をカバーする医療保険・海外旅行傷害保険への加入と、その証明書(ウクライナ語、ロシア語、または英語推奨)を携行していること。ただし、永住者、外交官・国際機関の職員とその家族、ウクライナ軍との訓練に参加する NATO の軍人、Partnership for Peace programme に参加する NATO の軍人及び同訓練に参加する第3国の軍人は除く。

➢ ウクライナ入国前の72時間以内に受検した「陰性証明」(PCR検査または迅速抗原検査)、もしくは、「ワクチン接種証明書」のいずれかを携行していること。ただし、12歳未満の者、永住者、外交官と国際機関の職員とその家族、及び、ウクライナ軍との訓練に参加する NATO 軍人、及び、NATO の Partnership for Peace programme に参加する軍人等は除く

● 有効な「ワクチン接種証明書」(※ウクライナの防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行する「ワクチン接種証明書」の有効性は現在確認中。)

➢ ウクライナが指定したフォーマット(Diia アプリ(詳細: <https://diia.gov.ua>)で発行)上で確認できるもの、国際保健規則に則った情報が記載されたもの、または、ウクライナ政府が国際協定に基づき相互承認したもの。

● ウクライナ入国後の自主隔離

➢ 有効な「ワクチン接種証明」がない場合は、Vdoma アプリをインストールし、有効にした上で、ウクライナ入国72時間以降、最大で10日間の自主隔離措置の対象となる。ただし、Vdoma アプリを使用できない場合は、指定された場所での自主隔離措置が課せられる。なお、自主隔離措置は、ウクライナ入国後、再度「PCR検査または迅速抗原検査」を受検し、Vdoma アプリに陰性結果の通知が来れば解除される。

➢ ただし、ロシアまたはインドから入国した者は、ウクライナ入国後直ちに14日間の自主隔離の対象となる。

4 自主隔離対象者

● 新型コロナウイルス感染症感染者への濃厚接触者。ただし、以下の者は対象外とする。

- 感染者と濃厚接触を行ったが、その際、マスクや手袋などを利用していた者。
- 症状がなく、必要回数のワクチン接種を終わった者。ただし、最後の接種から2週間経った者のみ。
- 症状がなく、新型コロナウイルス感染症の回復後180日以内の者(陽性が確認された日を1日目とする)。

● 新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある、もしくは、新型コロナウイルス感染症に感染したが入院の必要性がない者。

● ウクライナに入国した者。ただし、以下の者は対象外とする(一部を抜粋)。

- 18歳未満の者。
- ウクライナ政府、最高会議、大統領府の招待による公式訪問者、及び、国際機関の職員とその同行者。
- 外交官、国際機関の職員とその家族。
- ウクライナの公式スポーツ大会参加者とその同行者。
- ウクライナの文化機関に招へいされた文化行事参加者とその同行者。
- 国防省の招へい者。また、ウクライナ軍との訓練に参加する NATO 軍人、及び、NATO の Partnership for Peace programme に参加する軍人。
- 大学入学試験受験者、入学申請者、学生とその保護者(外国人留学生含む)。
- WHO が緊急使用を承認したワクチンを必要回数接種済みか、少なくとも一回の接種を終わったことを証明する書類を有する者。回復証明書を有する者。
- ウクライナ入国後、48時間以内に出国する者。

- 被占領地域(ドネツク州、ルハンスク州、ゼヴァーストーポリ市、クリミア半島)から移動してきた者。ただし、以下の者は対象外とする。
 - 18歳未満の者。
 - ウクライナに登録されている国際機関の職員。
 - 大学入学試験受験者、入学申請者、学生とその保護者1名(外国人留学生含む)。
 - WHOが緊急使用を承認したワクチンを必要回数接種済みか、少なくとも一回の接種を終わったことを証明する書類を有する者。回復証明書を有する者。
- 治療基準に従って回復前に退院した新型コロナウイルス感染症の感染者

5 各区分の禁止事項

「緑」と「黄」は全地域に同時に導入される。「橙」と「赤」は地域ごとに導入される。

(1)「緑」の措置

- マスクの着用(12歳以上の者)
 - 着用義務がある場所：公共交通機関、公共の建物内、及び、イベント。
 - クラブ、飲食店、映画館の営業及びイベントの開催は、客と従業員がマスクを着用すれば営業可能。
 - 客と従業員のうち、イベント開始前72時間以内にPCR検査か迅速抗原検査を受けて陰性である場合、又は、WHOが承認したワクチンを必要回数接種している場合は、マスクの着用は不要。
- IDカード(パスポート等の身分証)を常時携帯しなければならない。
- COVID-19の治療等に対応した保険に加入した上で、ウクライナに入国しなければならない。
- 文化・スポーツ・宗教(ナイトクラブ等を含む)等でのイベント参加時は、マスクを着用しなければならない。
- バス、トロリーバス、路面電車、列車(地下鉄除く)の乗客数は、椅子の数以下に制限される。
- 以下の店の営業を禁止する。
 - 人の間隔を5m以上確保できない店
 - 店員がマスクの着用等のCOVID-19対策を講じていない店
 - マスクを着用していない客に対して接客を継続している店

(2)「黄」の措置(「緑」の措置に追加される措置)

- (10月21日から適用予定)列車・バス・飛行機の公共交通機関(自家用車は除く)を利用して州間を移動する18歳以上の乗客と乗員は、「ワクチン接種証明書」、「PCR検査又は迅速抗原検査の陰性証明書」、「回復証明」のいずれかを携帯

※ただし、「黄」の場合、ワクチン接種証明書は、2回接種が必要なワクチンであれば1回接種したことを証明する書類でも可。
- イベント参加者はマスクを着用した上で、1人につき4平方メートルの面積がある場合のみ開催が可能
- 映画館、劇場などの座席は、3分の2まで利用可能
- スポーツ・ジムは、1人あたり10平方メートルの面積を確保できる場合のみ営業可能
- テーブルの間隔が1.5m以上、各テーブルは4人まで(18歳未満はカウントしない)着席可能
- 幼稚園、小学校以外の学校(中学校、高等学校、大学、専門学校等)の運営

※ただし、80%以上の学校職員が少なくともワクチンを1回接種していれば授業実施可能

(3)「橙」の措置(「緑」「黄」の措置に追加される措置)

- 地域毎に色区分が指定される。
- 地域毎に追加措置が導入される場合がある。

(4)「赤」の措置(「緑」「黄」「橙」の措置に追加される禁止事項)

- 医療機関、銀行、ガソリンスタンド、スーパー、動物病院、薬局のみ営業可能
- 以下は禁止
 - デリバリーまたはテイクアウト以外の飲食店(レストラン、バー、カフェなど)の営業

※ただし、飲食店の全店員が、「ワクチン接種証明書」、72時間以内に受検した「PCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書」、「回復証明書」のいずれかを所持していれば営業可能。利用者も、同じ条件を満たせば、利用可能。
 - ショッピングモール(スーパーなどの食料品店を除く)の営業
 - ナイトクラブなどの娯楽施設の営業

- 映画館、劇場、文化イベント会場の営業
- スポーツ・ジム、プールの営業
- スポーツ・イベントの開催(無観客のイベントは開催可能)
- ホテル内のレストランの夜23時から朝6時までの営業(ルームサービスは営業可能)

- 青空市場の開催
※青空市場の全主催者が、「ワクチン接種証明書」、開催の 72 時間以内に受検した「PCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書」、「回復証明書」のいずれかを所持していれば、開催可能。利用者も、同じ条件を満たせば利用が可能。
- イベントの開催
※イベントの全スタッフ及びイベント参加者が、「ワクチン接種証明書」、イベント開催前の 72 時間以内に受検した「PCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書」、「回復証明書」のいずれかを所持している場合は開催及び参加可能。
- 幼稚園、小学校以外の学校(中学校、高等学校、大学、専門学校等)の運営
※ただし、全学校職員がワクチンを 2 回接種していれば授業実施可能。
- ホステルなどの営業(ホテルの営業は可能)

(了)